

第154回奈良県都市計画審議会

平成26年7月16日

1. 開催日時 : 平成26年7月16日(水) 午後2時～午後2時45分
2. 開催場所 : 奈良県文化会館2階 集会室A, B
3. 出席者
委員 : 斎藤会長、塚口委員、川村委員、岩崎委員、磯田委員、増井委員、松谷委員、
富永委員(代理)、曾根委員(代理)、小林委員(代理)、土屋委員(代理)、
森委員(代理)、橋本委員(代理)、上田委員、中野委員、森川委員、奥山委
員、太田委員、森下委員、平井委員、西川委員、中西委員
4. 公開状況 : 傍聴者0名
5. 議案 : 第1号議案 大和都市計画道路の変更(柳本停車場線の変更)
第2号議案 大和都市計画道路の変更(豊田櫟本線の変更)

報告 : 大和都市計画区域の市街化調整区域における容積率等の変更について
都市計画基礎調査の実施について

6. 議事内容 : 下記のとおり

【斎藤会長】 奈良県都市計画審議会の会長を務めております斎藤でございます。どうぞよろしくお願いたします。委員の皆様には大変お忙しい中、また、炎暑の中ご出席をいただきまして、厚くお礼を申し上げます。いつものように、忌憚のないご意見、ご提言をいただければと思います。

まず、本日の議事録の署名委員ですが、私のほうから指名させていただきます。増井委員、どうぞよろしくお願いたします。

報道関係者の方、これより議案の審議に入りますので、撮影のほうはご遠慮いただきたいと思います。

本日の議案はお手元に配付しておりますとおりでございます。審議事項が2件ございます。まず第1号議案、大和都市計画道路の変更について(柳本停車場線の変更)、それから第2号議案、同じく大和都市計画道路の変更について(豊田櫟本線の変更)。この2件の議

案は相互に関連しておりますので、一括してご審議をお願いしたいと存じます。議案の内容につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

【事務局】 それでは、大和都市計画道路の変更につきまして、ご説明させていただきます。

この第1号議案、第2号議案は、いずれも天理市域の都市計画道路の見直しに伴う路線の廃止及び変更でございます。一括してご説明させていただきます。流れといたしましては、まず1番の奈良県の都市計画道路の見直し状況をご説明させていただきます。次に、2番の天理市全体の都市計画道路の見直しにつきまして、その後、3番、4番の個別の路線につきまして、変更内容をご説明させていただきます。そして最後に、今回の都市計画審議会を含めました都市計画手続の流れにつきまして、ご説明させていただきます。

なお、お手元の議案書には、審議会会長より付議議案の提出、知事からの審議会会長への付議依頼及び各々の都市計画の内容、理由書をまとめております。また、参考資料集には総括図と参考資料をまとめてございます。

ご説明は前のスクリーンでやらせていただこうと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

まず最初に、奈良県の都市計画道路の見直し状況につきまして、ご説明させていただきます。

こちらは奈良県内の都市計画道路の現状を示したものでございます。本県には、397路線の都市計画道路がございまして、総延長は約913キロメートルでございます。整備率は約49%となっております。全国平均が約61%と聞いておりますので、本県の整備率は低い状況となっております。これらの都市計画道路につきましては、こちらに折れ線グラフがございまして、多くは昭和30年代から40年代にかけての高度経済成長期にまとめて都市計画決定されておまして、現在におきましても長期事業未着手の路線、この黄色の部分でございまして、約190路線でございます。

都市計画道路の見直しを行う背景としましては、社会情勢の変化がございまして、まず、奈良県では、平成12年の144万人をピークに人口が減少し始めておまして、将来的にも減少していくと予測されております。また、奈良県が平成21年に公表いたしました平成42年の自動車交通量の推計では、平成17年度の実績に比べまして約2割減少するとの予測結果が出ております。他にも、道路の都市計画が定められた区域内では、都市計画法第53条に基づき建築物の建築が制限されておまして、事業が未着手の状態が長く

続きますと、区域内の土地所有者等は、長期にわたりこの建築制限を受け続けることとなります。このような状況がありますことから、都市計画道路の見直しを進めているところでございます。

こちらが奈良県内の見直しの状況でございますが、平成20年12月に、国が初めて、これまで増加すると予測されていた将来交通量が減少するとの推計を公表されました。引き続き奈良県でも、平成21年8月に、国と同様に将来交通量が初めて減少するという結果を公表いたしました。これを受けまして、奈良県では都市計画道路の見直しを進めるため、平成22年7月に奈良県都市計画道路の見直しガイドラインを策定いたしまして、市町村に積極的に都市計画道路の見直しを進めていただくよう通知いたしました。これまで奈良県では、都市計画道路の必要性を見直しました結果、平成24年12月に、奈良市や大和郡山市にまたがる大和中央道、大和田紀寺線ほか3路線の都市計画を、平成25年8月に、生駒市の谷田大路線、谷田山崎線の2路線の都市計画をそれぞれ廃止しております。本日、説明いたします天理市におきましては、平成23年から天理市域の見直しに着手いたしまして、平成25年1月に見直し素案のパブリックコメントを実施したところでございます。

見直しの考え方でございますが、奈良県が平成22年に策定しましたガイドラインでは、都市計画道路に必要な機能としまして、1つ目が自動車の交通機能、2つ目が歩行者等の交通機能、3番目が自治体のまちづくり計画との整合性、以上の3つの観点から必要性を検証することとしております。検証の結果、いずれの観点からも必要性が認められない路線につきましては、原則廃止することとしております。また、この中で1つでも必要性が認められた路線につきましては、さらに代替手段の検討を行いまして、都市計画道路を整備しなくてもほかの手段でその機能が代替できる場合は、原則として廃止としております。代替手段がない場合につきましては存続といたしますが、事業実施の段階におきまして、土地利用や道路規格のあり方を踏まえた上で、必要に応じまして変更することとしております。

それでは次に、天理市域におけます都市計画道路の見直しにつきまして、ご説明させていただきます。

天理市域では、県と市が連携いたしまして、平成23年度から見直しに取り組んでおります。天理市域には、未着手の都市計画道路が26路線ございます。このうち、国やほかの市町村との調整が必要な路線が4路線ございます。この路線につきましては、別途、県

が見直しを行いますので、今回の見直しからは除外しております。今回、残りの22路線につきまして、見直しを行いました。22路線の内訳といたしましては、県決定が6路線、天理市決定が16路線となっております。

見直しの結果につきましては、次のとおりでございます。

県が決定する6路線のうち、天理橋線、柳本停車場線及び豊田櫟本線の一部を廃止としております。なお、県が廃止と判断しました天理橋線は、4車線の広域幹線道路でございますが、この路線につきましては、天理市が地域の道路として必要と考えております。現在、天理市におきまして、車線数やルート等の見直しを行っておりますことから、今回の都市計画手続から除外しております。参考としまして、天理市が決定いたします路線につきましては、16路線のうち、守目堂線、豊田公園線の一部が廃止でございます。豊井福住線、兜塚山の辺線が廃止となっております。

この案に対しまして、平成25年1月から2月にかけてパブリックコメントを実施した結果、県決定路線につきましては、意見はございませんでした。市決定路線につきましては、2件意見がございましたが、ウォーキングコースの設置要望や、見直し対象外の路線につきましての要望などがございました。

県が廃止と判断しました3路線のうち天理橋線につきましては、先ほども述べましたように、県は現行の4車線の都市計画道路としては必要性が認められないため廃止と判断いたしました。天理市といたしましては、2車線の道路機能が必要と考えておりますことから、現在、計画内容の変更を検討しておりますので、今回は天理橋線を除きます柳本停車場線と豊田櫟本線につきまして、都市計画法に基づく変更、廃止の手続を進めているものでございます。

それでは、奈良県都市計画審議会に付議いたします2路線の場所についてご説明いたします。

このあたりが天理駅、そしてこちらが天理市役所でございます。第1号議案の柳本停車場線は天理市の南のほうに位置しておりますJR桜井線の柳本駅周辺の路線でございます。第2号議案の豊田櫟本線につきましては、天理市の北のほうに位置しております、名阪国道の天理東インターチェンジをくぐりまして、白川ダム付近を通過する路線でございます。

まず、第1号議案の柳本停車場線の変更内容につきましてご説明させていただきます。

柳本停車場線の現在の計画としましては、起点を天理市柳本町、終点を天理市中山町と

いたします延長約1,610メートル、幅員12メートル、2車線の計画となっております。昭和36年に、起点から柳本駅の間が大手前線、柳本駅から終点までが柳本停車場線として都市計画決定された後に、昭和47年に、柳本停車場線として1路線に統合されております。現道といたしまして、県道の柳本停車場線がございます起点からJR柳本駅までの間を見直し区間A、一部現道としまして、天理市道の岸田柳本停車場線がありますものの現道がない区間もございます、JR柳本駅から終点までの区間を見直し区間Bとして、2つの区間に分けまして見直しを行いました。

見直し検証の結果でございますが、区間A、L=640メートルを廃止といたしまして、残る区間B、L=970メートルにつきましては存続といたします。廃止としました区間を黄色で、存続としました区間は赤色で表示しております。

この変更によりまして、柳本停車場線の都市計画としましては、起点が天理市柳本町となりまして、延長を約970メートルに変更することといたします。また、変更告示後の柳本停車場線につきましては、県道部分を含まないことから、都市計画の決定権者としましては天理市ということになります。

区間Aの廃止理由でございます。

本路線につきましては、昭和36年に、市の健全なる発展に資するものとしまして、全面的に見直されました道路網の1つでございまして、国道169号からJR桜井線の柳本駅へアクセス機能を有します都市計画道路でございます。区間Aにつきましては、黒塚古墳がこちらでございます。また、山辺の道ですが、この169よりさらに東側のこちら付近になるんですけども、こちらへの観光ルートでございます。ウォーキングトレイル事業によりまして、歩車共存道路としまして、歴史的な周辺環境に配慮された整備が既になされております。区間Bにつきましては、市がまちづくりの観点から駅へのアクセス整備が必要と考えておりますことから、存続と考えております。区間Aの廃止と同時に、今後の都市計画手続につきましては、天理市が決定する路線となる予定でございます。また、区間Bの整備につきましては、当該区間に平行しております既存の天理環状線が一部未整備ということもありますので、今後の進め方につきましては、県と市で調整することになります。

こちらは区間Aの現況写真でございます。歩車共存道路としまして整備されておりました、古い街並みにも配慮されました整備となっております。下の図はウォーキングルート図でございます。山辺の道へのウォーキングルートとして、多くの観光客に利用されてお

ります。

この表は、区間Aにつきまして、見直しガイドラインによります検証結果を示したものでございます。1つ目の自動車の交通機能の観点から、通行機能につきましては一部幅員が狭いことによりまして混雑度が大きいこと、アクセス機能につきましては、柳本駅へのアクセスに資する路線として必要性がございます。2つ目の歩行者等の交通機能の観点から、柳本小学校、このあたりになります、への通学路として指定されておりますことから、必要性ありとなっております。

以上のような判断になりましたが、1つ目の自動車の通行機能の観点におきましては、将来的に区間Bを整備することによりまして、その機能を代替すると考えております。

2つ目の歩行者等の交通機能の観点におきましては、現道が歩車共存道路として整備されておりました、白線などにより歩行空間が確保されております。これらのことから、区間Aにつきましては都市計画道路として整備の必要性がございませんので、廃止と判断いたしました。

一方、区間Bでございますが、1つ目の自動車の交通機能の観点から、通行機能につきましては、現道の交通量が多いということ、駅へのアクセス機能につきましては、柳本駅へのアクセスに資する路線であるということがございます。2つ目の歩行者等の交通機能の観点から、通行機能につきましては、柳本小学校の通学路に指定されておりますことから、必要性がありと判断いたしました。本区間を整備することによりまして、自動車の交通機能の観点につきましては、区間Aの機能を代替し、また通学路の安全性が向上すると考えられることから、柳本停車場線の見直し区間Bにつきましては存続と判断いたしました。

以上が、柳本停車場線の見直し内容でございます。

次に、第2号議案の豊田櫛本線の変更内容につきましてご説明させていただきます。

豊田櫛本線の現在の計画でございますが、起点を天理市豊田町、終点を天理市櫛町といたします延長約3,760メートル、幅員14メートル、2車線の計画となっております。昭和29年に、起点から現在の名阪国道、天理東インターチェンジ付近の間が都市計画決定された後、昭和43年に、終点が国道169号まで延伸されまして、ほぼ現在の都市計画となっております。昭和47年に名称を豊田櫛本線に変更した後、白川ダムの建設計画に伴います数回のルート変更を行いまして、現在に至っております。現在の整備状況としましては、起点の豊田町から白川ダムを過ぎまして、農免農道から169号線に接続する

までの区間につきましては、ほぼ整備が終わっております。このため、見直しは行いません。農免農道から国道169号線までの区間につきましては、一部現道として天理市道楢和爾線がございますものの、ほぼ現道がありませんので、見直しを行いました。

見直し検証の結果でございますが、廃止としました区間を黄色で表示しております。区間Aの和爾町のところでございまして、延長は約870メートルになります。また、豊田櫟本線の一部でございますが、緑色で表示しております区間Bの箇所、この延長約250メートルにつきましては、天理市決定の勾田櫟本線に統合いたします。この変更によりまして、終点を和爾町に変更いたしまして、延長は約2,640メートルとなります。あわせて、路線の名称を豊田和爾線に変更いたします。

続きまして、廃止区間Aの変更理由でございます。豊田櫟本線につきましては、当初、天理市の街路網見直しに伴い都市計画決定されまして、環状道路の機能や天理東インターチェンジへのアクセス道路としての機能を有しておりました。しかし、環状道路の機能や天理東インターチェンジへのアクセス機能につきましては、未整備区間の北側におきまして、県道の福住上三橋線及び道路構造令の基準にも合致しておりますこの農免農道が、既に整備されております。そのため、代替性が確保されておりますことから、区間Aの必要性はなくなっております。国道169号から天理東インターチェンジのルートとしましては、169号の天理市境にございます窪之庄南交差点から東に入りまして農免農道を南へ進みますと、白川ダム前の豊田櫟本線を通るルートとなります。この区間Aにつきましては、県の見直しガイドラインに沿いまして検証した結果でございますが、いずれの検証項目におきましても必要性が認められないために、廃止といたします。

上の写真①でございますが、国道169号の窪之庄南交差点から東に位置します県道福住上三橋線の状況を写したものでございます。下の写真②でございますが、県道福住上三橋線から都市計画道路豊田櫟本線を結びます農免農道の状況を写したものでございます。いずれも2車線で整備されております。

こちらの表ですが、県の見直しガイドラインに沿いまして必要性を検証した結果を示したものでございます。1つ目の自動車の交通機能、2つ目の歩行者等の交通機能、3つ目のまちづくり計画との整合性のいずれの項目におきましても必要性がないとの結果でございますことから、区間Aにつきましては廃止と判断いたしました。また、同様の理由によりまして区間Bの必要性も低下しておりますが、この区間につきましては、天理市決定の勾田櫟本線と国道169号との接続を図る必要がありますことから、勾田櫟本線に統合す

ることとしております。

最後になりましたが、都市計画の手續につきましてご説明させていただきます。

今回の都市計画手續に先立ちまして、天理市域全体の都市計画道路の見直しにつきましてのパブリックコメントを平成25年1月から2月にかけて実施しておりますが、県決定路線につきましては、意見はございませんでした。また、都市計画法第16条第1項に基づきます、住民の意見を都市計画に反映させるために住民の方のご意見を公開の場でお聞きいたします公聴会につきましては、平成26年2月16日に予定しておりましたが、公述を希望される方がおられなかったことから、公聴会は実施しておりません。公聴会の実施に当りましての地元の方へのお知らせにつきましては、県広報や天理市の広報誌に掲載をいたしまして、公述意見者を募集いたしました。また、廃止する区間の地元自治会へのお知らせにつきましては、直接、地元区長さんや自治会役員さんにお会いいたしまして、概要説明と公聴会開催を記載しましたチラシの回覧をお願いいたしました。

次に、意見書についてでございますが、平成26年5月13日から5月27日の2週間の間、今回の変更案の縦覧を行いました。意見書の提出はございませんでした。また、天理市からも意見はございませんでした。

このような経緯を経まして、本日、都市計画審議会を開催させていただいております。議案についてご了承いただければ、速やかに都市計画決定の告示手續を進めさせていただきますと考えております。

以上で、天理市の都市計画道路2路線の変更につきましての議案の説明を終了させていただきます。ご審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

ありがとうございます。

【斎藤会長】 どうもありがとうございました。第1号議案、第2号議案、議案の内容につきましては、以上の説明のとおりでございます。

本件につきまして、何かご意見、ご質問等があれば伺いたい、ご発言をお願いしたいと思います。

柳本停車場線につきましては、歩車共存道路、ウォーキング、山辺の道へのアクセスの機能を兼ねた、そういう区間になるわけで、有名な三角縁神獣鏡ですか、と、それから、うっそうとした森ではない、きちっと手入れをされた黒塚古墳のわきを通過して、崇神天皇陵の横を通過して、それで山辺の道に至るといって、非常に人気のあるルートの一部にも当たる道路区間です。たまたま今、本屋に行くと、ハイキングの楽しみ方関西版という本が平

積みになっているんですが、その中で、奈良を代表するハイキングコースとして、この柳本と、それから三輪の間のコースが出ております。

したがって、今回の措置は、自動車用の道路ではなくて、むしろウォーキングルートとしてこの区間を活用していくということであろうと思いますし、第2号議案に関しましては、むしろ今、非常に使い勝手のいい代替ルートを含む区間が整備されているということでございます。

何かございますでしょうか。

(「ありません」の声あり)

【齋藤会長】 はい。どうもありがとうございます。それでは、特にご意見、ご質問がないようですので、質疑を終了してお諮りをしたいと思います。

本議案を承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

【齋藤会長】 はい。ありがとうございます。それでは、ご異議なしと認めます。よって、本議案は原案どおり承認されました。ありがとうございました。

次に、その他として、事務局から報告事項が1件ございます。

大和都市計画区域の市街化調整区域における容積率等の変更についてです。事務局から説明をお願いいたします。

【事務局】 建築課の梶岡と申します。私のほうからは、大和都市計画市街化調整区域における容積率等の数値の変更について、ご報告させていただきます。

建築基準法第52条では、市街化調整区域の容積率について、幾つかの選択肢の中から特定行政庁が土地利用の状況等を考慮し、当該区域を区分して、都道府県都市計画審議会の議を経て定めるものとする規定されております。同じように、建ぺい率、道路斜線制限、敷地境界からの高さ制限による隣地斜線制限につきましても、同じように都市計画審議会の議を経て定めるものと規定されております。これに基づきまして、今回、都市計画審議会に諮らせていただくものでございます。

続きまして、報告させていただきます経緯についてご説明させていただきます。

奈良県では、既存集落の活性化を図るため、都市計画法に基づく開発許可の基準に関する条例を平成17年1月に施行し、指定されたところにつきましては、住宅等の立地を可能としたところでございます。市街化調整区域は、一般的には容積率400%、建ぺい率70%、それから高さの制限の道路斜線勾配が1.5、隣地斜線勾配が2.5という数字が

規定されておりますけれども、この条例に基づく区域指定をされたところは、住宅等の建築が可能となりますので、地域の住環境の維持を図るため、容積率200%、建ぺい率60%、それから高さの勾配の制限は1.25といったような、市街化区域の第一種住居地域と同等の規制に変更し、後の都市計画審議会に報告するというところで、平成16年度の第133回奈良県都市計画審議会でご了解をいただいているところでございます。

なお、条例に基づく区域指定は、県の開発審査会におきまして、市町村からの申し出に基づいて議論した上で指定しているところでございます。

今回、田原本町の1地区におきまして、今年の2月7日に、区域の指定と合わせまして、容積率、建ぺい率等の指定の変更を行いましたものでございます。場所は西竹田地区というところで、近鉄橿原線の田原本駅、西田原本駅から西へ1.5キロほど行ったところの地区でございます。この赤で囲まれた既存集落の部分で、面積にしまして、約4.2ヘクタールでございます。

以上をもちまして、大和都市計画区域の市街化調整区域における容積率等の数値の変更について、ご報告させていただきます。

【斎藤会長】 どうもありがとうございました。

ただいまの説明につきまして、何かご質問等ございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、特にご質問等ないようでございますので、以上をもちまして、議案の審議及び事務局からの説明を終了することにいたします。

皆様には円滑な議事の進行にご協力いただきまして、大変ありがとうございました。また、暑い中ご出席いただき、ありがとうございました。

もう1件、済みません。

【事務局】 失礼いたしました。報告事案としまして、都市計画基礎調査の実施についてご報告、再度、させていただきますので、よろしく申し上げます。

【事務局】 失礼します。都市計画室長の藤野でございます。不手際がありまして、どうも申しわけございません。

2番目の、都市計画基礎調査の実施について報告をさせていただきます。

お手元の資料で報告をさせていただきますので、A4のホッチキス止めの都市計画基礎調査の実施についてと記載した資料がありますので、めくっていただきまして、2枚目をごらんいただければと思います。

都市計画の基礎調査でございますが、本県におきまして、都市計画を取り巻く社会経済

状況の変化を的確に把握しまして、また、将来の見通しを勘案した上で、奈良県における都市計画の課題を明らかにしまして、今後の都市計画見直しの必要性を検討するために、今年度から都市計画基礎調査を実施するものでございます。

この基礎調査につきましては、都市計画法第6条に規定されておりました、人口規模ですとか、就業人口の規模ですとか、市街地の面積ですとか、土地利用ですとか、交通量ですとかに関する、現況及び将来の見通しについて調査を行うものと記載されておりました、基本的に、この規定に基づき実施をさせていただくものでございます。

調査の範囲につきましては、奈良県には2つの都市計画区域がございますが、大和都市計画区域と吉野三町都市計画区域の関係28市町村の協力を得ながら、同時に調査を実施するものでございます。

3番目にスケジュールでございますが、今年度に、人口ですとか、産業ですとか、土地利用ですとか、18分類64項目に関するデータ収集を予定しております。さらに、27年度につきましては、こういった生データを整理解析し、課題を明らかにしたいと思っております。2年後の28年度でございますが、都市計画の見直しの必要について検討をしていきたいと、こういった2年間の調査をやっていききたいというふうに考えております。

基礎調査の実施に当たりましては、現在、特に、4番目に書いてございますが、次のような課題の内容を、詳細に、現況を把握、分析したいと考えております。

1点目でございますが、集約型都市構造化いわゆるコンパクトシティに関してでございますが、人口減少あるいは超高齢化社会に対応して、日常生活に必要なサービスや行政サービスが、住まいの身近に存在する歩いて暮らせるまちづくりが求められておるところでございます。

また、2点目でございますが、本県の工業系用途地域の面積割合は約11%となっております、全国で最下位となっております。幹線道路の整備にあわせて、周辺環境の調和を図りながら、工業系、物流系、商業系の土地利用を計画的に推進するなど、経済の活性化、雇用の場の確保につながるまちづくりを進める必要があると考えております。

さらに、災害の発生をできるだけ未然に防止し、また、災害が発生した場合の被害を可能な限り少なくする、災害に強いまちづくりが求められてございます。それが3点目でございます。

それから、4点目でございますが、具体的な事項としまして、これまで人口フレームにより市街化区域の規模が設定されてきたところでございますが、住宅や工業、商業だけで

はなくて、市街化区域内の緑地が、防災やレクリエーションあるいは環境保全、景観の機能を担っておるといふようなこともございますが、土地利用の機能、構造が多様化しております。現在の人口減少の中での都市の姿ということを見据えながら、適切な市街化の区域の規模を設定する必要があるのではないかと考えております。

また、5点目でございますが、歩いて暮らせるまちづくりが求められている一方で、市街化調整区域におきましては、先ほど報告がございました条例に基づく区域指定など、法制度によりまして、一定の施設の立地が認められているところでございます。一方で、インフラの整備、あるいはその維持管理の増加、環境、営農等への影響も懸念されておるところでございます。そういったところで、市街化調整区域におきまして、地域の実情に応じた、保全と活用のメリ張りのある効果的な土地利用の運用を図る必要があるのではないかと考えております。

以上のような課題の内容をより詳細に現況把握、分析を行っていきたいと考えております。また、この調査結果につきましては、市町村にお返しし、まちづくりのための基礎資料として活用していただければと考えております。

それで、5番目でございますが、調査の実施に当たりましては、当審議会の1号委員を務めております学識経験者の方々から、専門的な立場で、調査項目を含めまして、調査内容についてご意見、ご助言をいただきたいと考えておりました。学識経験者から成る懇談会を開催させていただきたいと考えております。1号委員の方々にはお忙しいところまことに申しわけございませんが、ご協力のほど、よろしく願いをいたします。

なお、調査結果がまとまった段階で、その都度、当審議会には報告をさせていただきたいと、その場でいろんなご意見をまたいただきたいと考えております。

以上、都市計画基礎調査の実施についての報告でございます。

【斎藤会長】 どうもありがとうございました。事務局から基礎調査についてのご報告があるということを知っていましたが、失念をしておりました。失礼いたしました。

何かご質問等はございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、以上をもちまして、議案の審議並びに事務局からの説明を終了いたします。大変お暑い中ご出席いただき、ありがとうございました。

それでは、会議の進行を事務局に戻します。

【事務局】 斎藤会長、どうもありがとうございました。出席の皆様方、本日はどうもありがとうございました。

それでは、これをもちまして第154回奈良県都市計画審議会を閉会いたします。

—— 了 ——